

ID: 18

担当部署: 都市整備課

処分の概要	ダム操作規程の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第47条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第47条第1項及び第2項の規定による。 (ダムの操作規程)</p> <p>第47条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日